

### 3. 付加保険料も2年間納付できるようになります

これまで、付加保険料は納期限(翌月末)までに納めなければ、自動的に納めることができなくなる取扱いでした。

平成26年4月からは、国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになります。

《手続き》 現在、付加保険料を納めている方については、手続き不要です。

#### 【ご注意ください】

- ・付加年金は申し込みをした月からの加入となります。さかのぼって加入することはできません。
- ・国民年金保険料を納めていない月は付加保険料を納めることができません。
- ・国民年金基金に加入している方は付加年金に加入することができません。

#### 【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所 国民年金課 (電話：088-652-3114)  
〒770-8054 徳島市山城西4-45

## 平成26年4月から

## 年金の受け取りなどの仕組みが一部変わります

### 1. 子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまで、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていました。

平成26年4月からは、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。

### 2. 未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまで、未支給年金を受け取れる遺族の範囲は亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でした。

平成26年4月からは、これに加え「それ以外の3親等内の親族(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)」まで広がります。

<新たに未支給年金を受け取れる遺族>

1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

### 3. 繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます

これまで、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金が支給されていました。

平成26年4月からは、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

<例：65歳で老齢年金を受給できる方が72歳で繰下げ請求した場合>

#### 【これまで】

請求をした月の  
翌月から支給

